地域スポーツ指導者育成事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、地域スポーツ指導者の育成と資質向上を図るため、スポーツ指導者が資格の取得に要する経費に対し、地域スポーツ指導者育成事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関して、鳥羽市補助金等交付規則（昭和49年規則第７号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象資格）

第２条　補助金の交付対象となるスポーツ指導者資格等は、次の各号のいずれかが認定するもののうち、別表第１に定めるものとする。

(１)公益財団法人日本スポーツ協会

(２)公益財団法人日本バスケットボール協会

(３)公益財団法人日本サッカー協会

(４)公益財団法人日本パラスポーツ協会

(５)その他市長が認めた資格

（補助対象者）

第３条　補助金の交付を受けることができる対象者は、職業スポーツ従事者でない者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(１)本市に住所を有する者

(２)市内に所在するスポーツ団体に登録し、指導にあたっている者又は指導予定である者

(３)その他市長が認めた者

２　補助対象資格を取得後、市へスポーツ指導者として登録し、スポーツに関する事業に協力する者

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付の対象となる経費は、補助対象資格の取得に必要な経費のうち、別表２に掲げるものとする。ただし、補助対象資格の更新にかかる費用は含まないものとする。

２　同一年度内において、補助金の交付を受けることができる回数は１人１回までとする。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、補助対象経費の２分の１又は５万円のいずれか低い額で、　予算の範囲内とする。

２　前項の場合において、補助金の交付額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

（交付の申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者は、規則第３条第１項第１号及び第２号の事業計画書及び収支予算書は、鳥羽市地域スポーツ指導者育成事業計画（様式第１号）によるものとする。

２　規則第３条第１項第４号に定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(１)講習会等の開催要項等

(２)講習会等の受講料、教材費が確認できる書類

(３)受講申込書の写し

(４)鳥羽市スポーツ指導者登録申請書

(５)その他市長が必要と認める書類

（実績報告）

第７条　補助金交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、補助事業が完了したときは、規則第10条に定める補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添付するものとする。

(１)鳥羽市地域スポーツ指導者育成事業報告（様式第２号）

(２)講習会等の受講料、教材費の納入を証する書類の写し

(３)当該資格を取得したことを証する書類の写し

(４)資格登録料の納入を証する書類の写し

(５)旅費及び宿泊費の支出を証するものの写し

(６)その他市長が必要と認める書類

附則

この告示は、令和５年４月１日から施行する。

別表１（第３条）

|  |  |
| --- | --- |
| 協会名 | 資格名 |
| 公益財団法人日本スポーツ協会 | 競技別指導者 | スタートコーチ |
| コーチ１ |
| コーチ２ |
| コーチ３ |
| コーチ４ |
| スタートコーチ（スポーツ少年団、教員免許状所持者） |
| スポーツ指導者 | コーチングアシスタント |
| メディカル・コンディショニング | スポーツドクター |
| スポーツデンティスト |
| アスレティックトレーナー |
| スポーツ栄養士 |
| フィットネス | スポーツプログラマー |
| ジュニアスポーツ指導員 |
| マネジメント指導者 | アシスタントマネジャー |
| クラブマネジャー |
| 公益財団法人日本バスケットボール協会 | Ａ級コーチ[日本スポーツ協会：コーチ４] |
| Ｂ級コーチ[日本スポーツ協会：コーチ３] |
| Ｃ級コーチ[日本スポーツ協会：コーチ１] |
| 公益財団法人日本サッカー協会 | Ｓ級コーチ[日本スポーツ協会：コーチ４] |
| Ａ級コーチ[日本スポーツ協会：コーチ４] |
| Ｂ級コーチ[日本スポーツ協会：コーチ３] |
| Ｃ級コーチ[日本スポーツ協会：コーチ１] |
| 公益財団法人日本パラスポーツ協会 | 障がい者スポーツ指導者 | 初級障がい者スポーツ指導員 |
| 中級障がい者スポーツ指導員 |
| 上級障がい者スポーツ指導員 |
| 障がい者スポーツコーチ |
| 障がい者スポーツ医 |
| 障がい者スポーツトレーナー |

別表２（第４条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 内容 | 経費 |
| 旅費 | 自宅から講習会会場までの運賃 | 公共交通機関 | 実費額 |
| 車賃 | 実費額 |
| 宿泊費 | 県内 | 実費額（上限9,800円） |
| 県外 | 実費額（上限12,000円） |
| 受講料 |  | 実費 |
| 教材費 | 受講に必須となる教材 | 実費 |
| 資格登録料 | 資格取得後に必要となる登録料 | 実費 |

備考

１　宿泊については、受付時間及び開始時刻等に間に合わない場合又は最も経済的な場合のみ可とする。ただし、やむを得ない事情の場合には、この限りではない。

２　旅費及び宿泊費については、鳥羽市職員等の旅費に関する条例（昭和41年条例第５号）を準用する。